

未来

郵政産業ユニオン
PIWU

全労協・郵政産業労働者
ユニオン長崎中郵支部
機関紙・「みらい」
NO. 4381
23年9月12日(火)
Tel・Fax 095-828-1953

郵政ユニオン集団訴訟 全国で和解が成立

おはようございます。

2020年2月に全国7地裁（札幌、東京、大阪、広島、高知、福岡、長崎）で提訴し争った「郵政ユニオン集団訴訟」は4月18日に福岡訴訟で残った原告2人が和解。そして7月28日に近畿訴訟が和解したことにより、全国での和解が成立しました。和解金は総額約7,400万円になりました。

近畿集団訴訟

近畿で働く郵政ユニオンに所属する非正規労働者が、「正社員との不合理な格差是正」を求めた近畿集団訴訟は、7月28日、大阪地裁で和解が成立しました。

原告66人には総額2,502万円の和解金が支払われます。但し、2人

の原告は部分和解で、制度改正後の住居手当を継続して争います。28日の和解後、午前10時30分から大阪地裁司法記者クラブで記者会見が行われ、当日のテレビニュースでも報道されました。



関東（千葉）で勝利和解報告集会を開催

原告26人でたたかった関東地本は7月9日に千葉市で報告集会を行いました。集会では地域の支援組合からこの裁判に寄り添った熱い連帯のあいさつがありました。

東日本訴訟の弁護団の一人でもある水口洋介弁護士から記念講演を受け、改めて正規と非正規の格差是正を求めてたたかった裁判の意義を確認しま

した。参加した原告からは裁判での苦勞、そして勝利の喜びが熱く語られました。

福岡でも勝利報告集会を開催

4月に和解した福岡訴訟は8月5日に勝利和解報告集会を開催しました。第1部の学習会では、

弁護を担当した星野弁護士と梶原弁護士から、①福岡訴訟の報告②労契法20条最高裁判決の内容と問題点③格差是正に向けて今後のたたかいの展望を中心にお話され学習しました。

第2部の報告集会では、原告団長の重松さんから「裁判をやって良かった。JP労組の組合員にも広げていきたい」。他の原告からは、「社会を変えていきたい」「自分だけでは無力だけど、みんなの支えで勝利できた」との発言が有り充実感に満ち溢れた表情が印象的でした。星野弁護士からは「郵政ユニオンは最高裁で勝利判決を勝ち取った。自信をもって組織を大きくしてほしい」と期待の発言がありました。

言がありました。充実した報告集会でした。



寒冷地手当で不当判決

労契法20条裁判集団訴訟が全国で勝利和解が進むなか、最高裁判決で判断が示されていない寒冷地手当は7月20日、東日本訴訟について東京地裁（伊藤由紀子裁判長）で請求を棄却する不当判決が言い渡されました。寒冷地手当は北海道や東北地方などの寒冷積雪地に勤務する正社員に支給されており、燃料費や除雪費、被服費、家屋修繕費など多額の出費の一部を補給するために設けられた手当です。

判決は「時給制契約社員の基本給は、地域別最低賃金の額を通じて暖房費等の増加分が時給に組み込まれている」と会社側の主張を無批判に容認し、非正規社員への支給を認めませんでした。

しかし、実態として寒冷地域の増加分等は地域別最低賃金には十分に反映されていません。同じDランクで提訴時（2018年）の岩手県の地域別最賃は762円で温暖な鹿児島県と同額であるという原告側の主張も全く無視されました。判決はこうしたことを考慮しない誤った判断であり、判決自体が不合理と言わざるを得ません。原告側は直ちに控訴しました。この日の判決のために盛岡から上京した原告の細川さんは、記者会見で「暖房、除雪にもお金がかかるのは同じはず、当たり前に支給されるべきだ」と訴えました。

寒冷地手当は北海道訴訟でも6人の原告全員が争っています。判決日は11月22日に決まりました。札幌地裁の正しい判断を強く求めます。また東日本訴訟の控訴審での勝利をめざします。

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員の希望者全員が正社員化を。

ゆとり、均等待遇、なにより差別一。

ユニオンは労契法裁判に勝利するまで！

